

お知らせ



国土交通省
四国運輸局自動車技術安全部

7月豪雨災害により自動車が被災したみなさまへ(お知らせ)

～被災地域の車庫証明・住民票などの有効期間を延長します～

被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨による災害状況をかんがみ、特定被災地域(※)内に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者について、自動車登録申請時に必要となる「自動車保管場所証明書」及び「自動車の使用者の住所を証する書面」の有効期間を延長します。

※「特定被災地域」(平成30年7月25日第15報)

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域

- ・愛媛県 (今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町)
- ・高知県 (安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村)

最新の適用地域は、内閣府ホームページで確認できます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

提出書類	延長対象	延長期限
自動車保管場所証明書	平成30年6月28日までに証明されたもので、平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するもの	平成30年11月30日 (証明日:平成30年5月19日から平成30年6月28日が延長対象)
自動車の使用者の住所を証する書面	平成30年6月28日までに作成されたもので、平成30年6月28日から平成30年11月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するもの	平成30年11月30日 (作成日:平成30年3月28日から平成30年6月28日が延長対象)
印鑑証明書※2 (特定被災地域内に住所を有する者及び特定地域内にその使用の本拠の位置が定められている所有者)	特定非常災害発生日(平成30年6月28日)前3月以内に作成されたもの	平成30年11月30日 (証明日:平成30年3月28日から平成30年6月28日が延長対象)
登録手続き等申請期限※1	特定非常災害により期限までに履行できなかった申請	平成30年9月28日

※1 平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

※2 国土交通省告示第947号(平成30年7月19日)

詳細は、運輸支局等の登録担当窓口におたずね下さい。
(登録番号か車台番号を確認して相談してください。)
(案内が流れたら、「037」でオペレータにつながります。)

徳島運輸支局 050-5540-2074

香川運輸支局 050-5540-2075

愛媛運輸支局 050-5540-2076

高知運輸支局 050-5540-2077